

東北大学金属材料研究所スーパーコンピューティングシステム利用負担金に関する申合せ
制定 平成28年9月12日

(趣旨)

第1条 東北大学金属材料研究所スーパーコンピューティングシステム利用内規第8条第2項に定める利用負担金については、この申合せの定めるところによる。

(利用負担金)

第2条 利用負担金の額は、別紙利用負担金表のとおり定めるものとする。

(利用負担金の見直し)

第3条 前条に定める負担金については、必要の都度見直しを行うものとする。

(利用負担金の納付)

第4条 利用者は、前条に定める利用負担金を所定の期日までに納付しなければならない。

(利用負担金の免除)

第5条 計算材料学センター長（以下「センター長」という。）が特に認める場合は、利用負担金の一部又は全部を免除することができる。

(雑則)

第6条 この申合せに定めるもののほか、利用負担金に関し必要な事項はセンター長が定める。

附 則 この申合せは、平成28年9月12日から施行する。